平成２９年（フ）第４９１号
東京都立川市上砂町４丁目48番地の３サンライズマンション305号
債務者　梅野　教子
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４９２号
東京都立川市上砂町４丁目48番地の３サンライズマンション305号
債務者　梅野　弥生
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８８５号
東京都八王子市上柚木３丁目16番地３―403
債務者　大貫　準士
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９１０号
東京都町田市小山田桜台２丁目５番地22―104
債務者　木村　梨恵
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９４３号
東京都あきる野市瀬戸岡117番地２ラ・ダイマス秋川204号
債務者　岡野　進
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９７８号
東京都東久留米市滝山６丁目１番17―505
債務者　飯村　正
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１９２２号
横浜市南区前里町４丁目97番地２　カルペディエム横浜前里103
債務者　関根　温
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０５１号
横浜市瀬谷区二ツ橋町215番地　市営楽老ハイツ５棟103号
債務者　河津　友子
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０５４号
横浜市金沢区六浦５丁目９番３―45号
債務者　二見　修
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０５５号
神奈川県茅ヶ崎市赤羽根469番地２　シーア湘南102
債務者　青木　伸子（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０６７号
神奈川県鎌倉市津西２丁目19番Ｂ―204号
債務者　阪本　直行
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０７１号
横浜市港南区港南台１丁目６番３号　ラ・ヴィートロワ401
債務者　長澤　国明
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９２７号
東京都国分寺市日吉町２丁目３番地10エルム国分寺216、住民票上の住所東京都昭島市つつじが丘２丁目５番17―704号
債務者　齋藤　和彦
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３２１号
栃木県宇都宮市下岡本町4543番地１　ロイヤルハイツ201号室、前住所栃木県宇都宮市東宝木町９番４号
債務者　坂本　翔
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３６１号
栃木県宇都宮市今泉町351番地16　ＹＫコーポⅢ305号
債務者　渡辺　茂
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第６９７２号
東京都江戸川区興宮町14―14
債務者　岩崎　真一
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部